

論文

# 漁船保険制度の機能と震災復興への対応

## The Function and Role of Japanese Fishing Vessel Mutual Insurance Associations during the Reconstruction of Great East Japan Earthquake

陳 放\*\*・婁 小波\*・川辺 みどり\*  
Fang CHEN, Xiaobo LOU and Midori KAWABE

**要旨:** 1937年に制定された日本の漁船保険制度は漁船損害等補償法を根拠法として、漁船につき不慮の事故などによる損害や費用負担への補てんをスムーズに行えることを通じて、漁業経営の安定に資することを目的とされ、現在漁業共済制度とともに漁業経営のセーフティネットのもっとも重要制度的枠組の一つとして位置づけられている。本稿では、2011年の東日本大震災によって甚大な被害を受けた漁船への保険支払い実態を検証して、日本漁船保険制度が如何なる枠組みの下でどのように機能し、政策保険とし如何なる役割を果たしたかについて分析するとともに、どんな課題に直面しているかについて検証を行った。その結果、巨大な自然災害による事故に対して保険機能を十分に果たしてきたと評価できると同時に、既存の制度的枠組みの下では今後その役割は限定的とならざるを得ず、相互保険の機能を一層強化させることなどが必要であるとの結論を得た。

**キーワード:** 漁船保険、保険制度、政策保険、東日本大震災、震災復興

### 1. はじめに

漁業は漁船を主な生産手段とし、水面を生産の場として、自然の恵みを採集・利用することで成り立つ産業である。自然は気候変動や気象状況などによって変化し、それが漁業生産活動に不安定性をもたらしている。従って、自然を相手とする漁業はきわめて不確実性が高く、漁業経営は常に自然条件から影響を受けながら活動をせざるをえない状況におかれている。そのなかでも特に漁船漁業は不安定性が他産業よりも高く、経営リスクの高い業態である<sup>1)</sup>。

日本においてはこのようなリスクを軽減するための対策の一環として、漁船保険制度が設計されている。日本の漁船保険制度は、1937年施行され

た漁船損害等補償法を根拠法として、漁船につき不慮の事故による損害からの回復を容易にすること、漁船の運航に伴う費用の負担及び賠償責任の発生により漁業経営が困難となることを防止することおよび漁船に積載した漁獲物等につき不慮の事故による損害を補てんすることなどの措置を講じ、もって漁業経営の安定に資することを目的とされている<sup>2)</sup>。

その際、想定される不慮の事故とは、日常の漁業生産活動によって引き起こされるのみならず、自然災害によって引き起こされるものも含まれている。また、漁船損害等補償法にもとづき、損害補てんに関しては漁業者による相互補償とともに、政策的な支援を前提とする政策保険としての機能

\* 正会員 東京海洋大学大学院 海洋科学技術研究科, \*\* 学生会員 東京海洋大学大学院 海洋科学技術研究科



## 2. 漁船保険制度の制度的枠組

まずは、日本の漁船保険制度の制度的枠組の特徴を確認する(図1)。当該制度の下では、漁業者は直接または漁業協同組合を通じて、保険に加入することによって漁船保険組合の組合員となる。そして、漁船保険組合は都道府県などの地域ごとに設立され、それぞれ独立経営の形で運営されている。要するに、漁船保険はそれぞれの保険組合の範囲内で組合員同士が相互保険の形になっている。ちなみに、現在全国に計45の保険組合が設立されている<sup>6)</sup>。その上で、契約したそれぞれの漁船保険組合は、各漁船保険組合を構成員とする漁船保険中央会と再保険関係を契約し、漁船保険中央会はさらに普通保険、PI保険(漁船船主責任保険)などの漁船保険種類毎別に、政府と再々保険関係で結ばれている。

このような保険制度は再保険及び再々保険の形で、保険者が自分の保険責任を他の保険者に転嫁することによって、危険の同質化と分散することを目的として行われる制度であり、漁船保険の損害額が巨額に達した場合に対するリスク分散方策として設計されている。そこでは、漁船保険中央会は、全国の45の漁船保険組合から定められた特定の保険種類の再保険を引き受け、政府は漁船保険中央会からは定められた特定の保険種類の再保

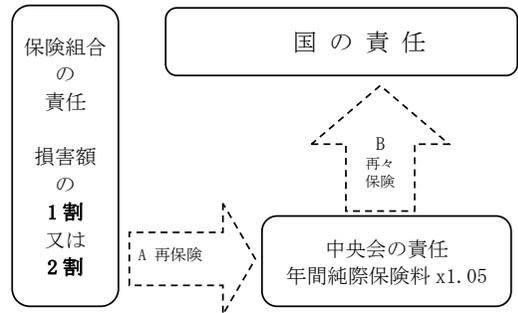


図2 再保険及び再々保険の仕組み

出所：漁船保険中央会パンフレットを加筆作成。

険を引き受けることとしている。

再々保険とは、政府が、漁船保険中央会に対して、特定の保険種類について再保険を行うことである。その際、各組合が負担する責任は総損害額の1割又は2割であり、中央会の責任は年間純再保険料の1.05倍以内とし、その他は、政府の無限責任となっている(図2)。まず、政府また中央会による再保険は、保険契約ごとである個別比例再保険方式が採られている。この再保険についての再保険割合を見ると(図2)、特殊保険・漁船乗組員給与保険の90%は政府が再保険し、普通保険に対して、その中普通損害保険は70~90%の範囲内で中央会が再保険し、満期保険の積立部分は50%又は100%を中央会が再保険とし、漁船選主責任保険(基本損害)・漁船積荷保険の90%は中央会

が再保険を行う。

次に、政府による再々保険は、契約年度ごと及び保険種類ごとに対する年度別包括超過損害率再保険方式を通じて行っている。これは、普通保険、漁船船主責任保険(基本損害)及び漁船積荷保険にかかる漁船保険中央会の再保険責任に対する再保険である。

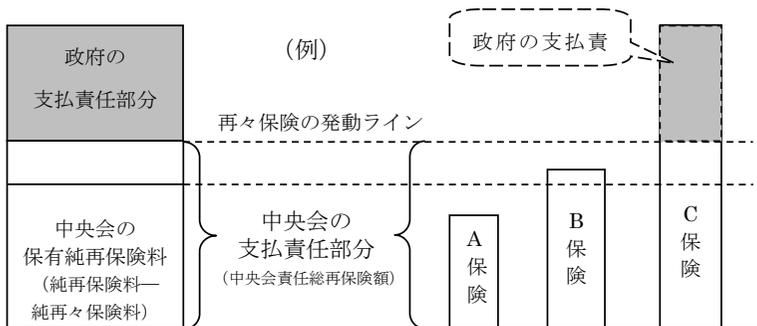


図3 再保険・再々保険の発動する条件

出所：水産庁資料より引用。

政府の再々保険を発動するには、「中央会の保有純再保険料の合計額×超過損害率」を超える保険金の支払いが発生することが条件である。その際、再保険及び再々保険を発動する条件は図3のようになっている。

また、再保険の比率は、特殊保険及び漁船乗組員給与保険についてはその90%を政府が再保険をし、普通保険については普通損害保険の70%～90%を、そして、満期保険の積立金の50%又は100%を中央会にが再保険することとなっている。

以上を踏まえて、当該制度の制度的枠組みとして以下のような特徴を抽出することができる。

第1に、全国計45の地域漁船保険組合による独立経営体制となっていることである。つまり、各漁船保険組合は独立採算原則に従って保険業務を行っている。

第2に、漁船保険制度が相互保険制度ではあるが、しかしそれがあくまでも各組合の漁業者間による限定的な相互保険となっている点である。

そして、第3に、当該制度は漁船保険中央会が傘下の各組合に対して再保険を行い、政府が漁船保険中央会に対して再々保険を行う、という再保険・再々保険制度に基づく多重リスクヘッジ体制を取っていることである。つまり、漁業協同組合は、保険事務を全般的に引き受けるが、それはあくまでも任意的な行為であるとされている。そして、地方の各漁船保険組合は、保険を引き受けて、保険金の支払を行い、漁船保険中央会は各漁船保険組合への再保険業務を引き受けて指導業務を行う。そして、政府は、漁船保険中央会の再々保険を引き受けることと設計されている。

最後に、以上のような再々保険の仕組みおよび保険掛け金への補助などから、当該保険制度は、巨大災害に対応するための政策保険としての役割

が付与されていることが挙げられる。

それでは、このような再保険・再々保険制度による重層的なリスクヘッジ体制が構築され、政策保険としての特徴を持つ漁船保険制度が東日本大震災においてどのように機能したのか。以下では、それぞれの主体による対応の実態を通じてその役割について検証する。

### 3. 震災復興における漁船保険制度の役割

#### 3.1 東日本大震災

東日本大震災は津波を誘発し、東北地方や一部の関東地方の沿岸部は甚大な被害を蒙った。この未曾有の災害によって、東日本太平洋岸の都市や農山漁村地域、農林水産業を中心とした地域の産業、それらを基盤に生計を維持していた人々のくらしは一瞬のうちに破壊しつくされた。水産庁の集計によると、地域の基幹産業であった水産業の被害総額は計1兆2000億円に達し、また漁船保険中央会の推計によれば、震災による加入漁船の被害は全国29の漁船保険組合という広範囲に及び、被害漁船数は全国で約2万1000隻、被災総額は約572億円にも及んでいるという。被災地域の中でもとくに被害が深刻であった岩手県、宮城県および福島県の三県では、全体の95%の漁船が漁船保険制度に加入していたが、その大半は津波による被害を受けた。

先述のように漁船保険制度は、このような災害に備えて漁業経営のセーフティネットとして設計されている。この巨大災害を前に、当該セーフティネット制度の真価が問われることとなったわけである。

#### 3.2 政府の対応

まず、政府が取った主な措置についてみる。

震災により多くの漁船及び漁港が被災したことから、各保険組合だけではなく、中央会においても多大な保険金を支払うこととなり、そのため、特別会計の積立金を利用しても保険金の用意が十分にできないことが予想された。そこで、政府は、平成 23 年度第 1 次補正予算を行った際に、被災漁業者に対する保険組合の早急な保険金の支払いを支援するために、漁船保険予算として計 727 億円を補正措置した<sup>7)</sup>。

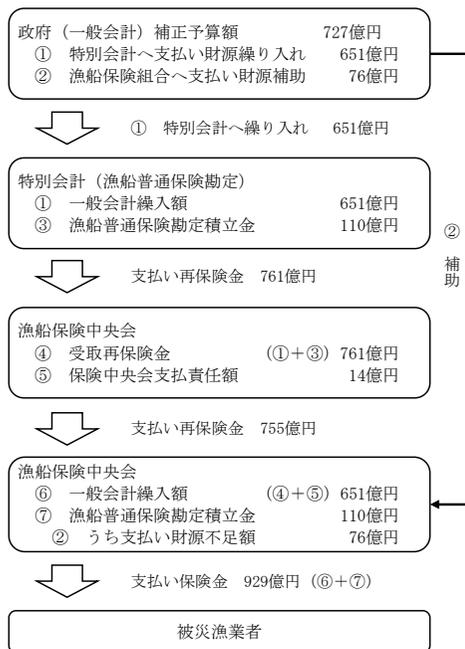


図 4 漁船保険事業の平成 23 年  
第一次補正予算の流れ

出所：大石浩平（2011、pp.14-16）加筆修正。

当該予算の支払いの流れは図 4 の示す通りとなっている。一般会計から繰り入れられた補正予算 727 億円は、①の特別会計への支払い財源繰入と、②各漁船保険組合への支払財源の補助との二つの用途に分けられている。①の特別会計では、漁船普通保険勘定の一般会計に 651 億円を繰り入れ、そして、同勘定の積立金 110 億円 (③) とともに、

合計 761 億円 (④) を支払い再保険金とし、中央会に支払った。この受取再保険金より中央会は、中央会自らの保険支払い責任額 14 億円 (⑤) とあわせて、漁船保険組合に対して、再保険金として 775 億円 (⑥) を支払った。最終的には被災漁業者に計 929 億円の保険金が支払われたが、その内、各保険組合支払責任額は 154 億円 (⑦) であり、かつ、その内 76 億円は政府の補正予算による (②)。

そして、当該補正予算に対応して、次のような特例措置が講じられた<sup>8)</sup>。第 1 に、漁船普通保険勘定及び漁業共済保険勘定における再保険金等の支払い財源の不足に充てるため、予算で定めるところにより一般会計から繰り入れること。第 2 に、漁船普通保険勘定及び漁業共済保険勘定への繰入金については、後日、当該繰入金に相当する金額を、予算で定めるところにより、一般会計に繰り戻すこと。第 3 に、漁船普通保険勘定及び漁業共済保険勘定における再保険金の支払財源の不足に充てるため、同勘定における積立金を同勘定の歳入に繰り入れること、などが挙げられる。

このように、巨大災害に対する漁船保険制度にもとづく政府の対応は、基本的には政策保険としての漁船保険制度の性格を色濃く反映させるものであった。このことは、漁船保険中央会に対する再々保険としてのリスクヘッジの役割を十分に果たしたことに要約されよう。政策保険として制度設計されている以上、リスクヘッジ機能は本源的な機能であり、震災復興支援においてその指向性が強く打ち出されたことが伺える。

### 3.3 漁船保険中央会の対応

漁船保険中央会は、震災直後から被害の状況を把握し、またある程度被害の大きさが判明した段階からは、被害を受けた漁業者の不安を早く解消し、大震災後の復旧復興を推し進めることを目

的に、「東日本大震災漁船保険対策本部」を設置し、そして、政府に対応を要請しながら、漁船保険中央会はその付与された機能を果たすために組織を挙げてさまざまな対策を講じた。

平時の場合とは異なり、過去に経験したことのなかった未曾有の大災害に直面する中央会は、通常の取り扱いでは、迅速な保険金の支払いが難しくなり、「また津波によって陸上に乗り上げたり、漂流したりしている漁船も多数あり、通常の処理をもって救助しても修繕に回すことのできる漁船はほとんどないと、危惧されたことから、いくつかの特例措置をとることにした」<sup>9)</sup>。具体的な措置は、次の通りとなっている。

まず、通常の保険組合の定款による保険金削減規定は今回の大震災において行われず、保険金を満額支払い及び早期支払い、そして、全損認定の手続きの簡略化、加入者が死亡または行方不明による保険金請求手続き等の支払手続きの簡素化などを決めた。

次に、填補する損害及び費用に対して、以下のような特例措置を取った。すなわち、通常であれば、漁船保険においては、保険金の支払いは限度があって、損害の防止、軽減するための急処置費用を除いて、修繕費及び救助費の合算額が保険金額を超える場合は、支払うことはできないとされているが、今回の場合に限り、保険金額を超えた部分も支払うこととしたのである。元々、陸上倉庫に保管されている機器類が損害された場合は、保険金の支払対象とはならなかったが、今回の津波による流失などの被害対象に限り、支払いの対象とし<sup>10)</sup>。

しかし、被災がもっとも大きかった三県については、今まで積み立ててきた準備金を全額支払っても足りないことや、短期間に再保険金の請求が集中する一方で、政府の再々保険支払いが発動

するまでには一定のタイムラグがあり、漁船保険中央会として一定の負担が発生することも予想された。そこで、請求された保険金の迅速な支払に向けて、漁船保険中央会は保険金支払い資金として短期的な借入を行い、一時的な資金融通を行うこととした。その後、政府から補助金を受け取り、漁船保険組合に対して再保険を行い、保険金を無事に支払うことができた。漁船保険中央会の保険金支払いの流れは図5の示すようになっている。

上述のように、中央会が持つ機能は、再保険業務を引き受ける業務を行うことである。図5

が示すように、再

保険引き受け者となった中央会はその負担責任額となる再々保険金は14億円となっている。政府が当初想定していた支払い再々保険金が761億円となっているので、両者合わせると、支払う再保険金として、計775億円の原資が準備されこととなった。表1は各保険組合が中央会から受けた保険金額を示している。

保険金支払いの内訳をみると、支払われた総件数のうちの76%（金額ベースでは74%）が全損であり、修繕費が100万円未満の分損は件数ベースで19%、金額ベースでは約34%となっている。そして、特例措置された場合には、救助費において保険金額を超過した事例が185件、金額は9億4000万円に達した。また、倉庫などに保管されていた

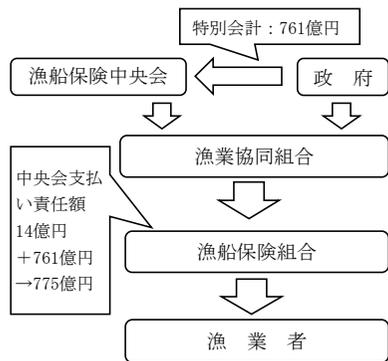


図5 漁船保険中央会の役割  
出所：漁船保険中央会資料より作成。

表1 各保険組合受けた保険金額（平成24年度末まで）

| 組合名     | 被害推定   |            | 支払実績   |            |            |
|---------|--------|------------|--------|------------|------------|
|         | 被害隻数   | 被害額(千円)    | 件数     | 支払保険金(千円)  | 支払再保険金(千円) |
| 根釧      | 150    | 2,421,000  | 200    | 2,561,000  | 2,305,000  |
| 宗谷      | 9      | 1,438,000  | 22     | 757,000    | 681,000    |
| 日振勝     | 351    | 715,000    | 350    | 738,000    | 664,000    |
| 道南      | 20     | 771,000    | 59     | 84,000     | 75,000     |
| 北見      | 2      | 2,500      | 2      | 5,000      | 4,400      |
| 青森県     | 330    | 2,793,000  | 444    | 2,883,000  | 2,595,000  |
| 岩手県     | 10,500 | 19,500,000 | 9,896  | 15,026,000 | 12,021,000 |
| 宮城県     | 8,000  | 18,340,000 | 8,501  | 16,727,000 | 13,381,000 |
| 広域(山形県) | 2      | 200        | 3      | 212        | 191        |
| 福島県     | 849    | 7,983,000  | 1,156  | 4,762,000  | 3,810,000  |
| 茨城県     | 238    | 1,569,000  | 396    | 1,768,000  | 1,591,000  |
| 千葉県     | 282    | 687,000    | 387    | 746,200    | 597,000    |
| 日本鯨鮪    | 3      | 690,000    | 4      | 777,000    | 622,000    |
| 東京都     | 4      | 3,000      | 4      | 2,200      | 1,700      |
| 神奈川県    | 0      | 0          | 1      | 224        | 179        |
| 新潟県     | 5      | 1,300      | 4      | 1,200      | 889        |
| 富山県     | 8      | 839,000    | 14     | 999,400    | 899,000    |
| 石川県     | 1      | 20,000     | 3      | 50,000     | 45,000     |
| 静岡県     | 14     | 5,200      | 9      | 7,200      | 6,000      |
| 愛知県     | 7      | 4,000      | 9      | 6,300      | 5,600      |
| 三重県     | 55     | 20,000     | 27     | 14,300     | 12,800     |
| 和歌山県    | 6      | 2,000      | 6      | 3,000      | 2,500      |
| 広域(鳥取県) | 2      | 10,000     | 3      | 12,000     | 11,000     |
| 島根県     | 1      | 20,000     | 1      | 20,000     | 18,000     |
| 徳島県     | 8      | 3,000      | 11     | 4,100      | 3,700      |
| 高知県     | 21     | 13,000     | 21     | 16,000     | 14,600     |
| 長崎県     |        |            | 1      | 81,000     | 64,800     |
| 大分県     | 2      | 65,000     | 3      | 45,000     | 40,000     |
| 宮崎県     | 18     | 28,000     | 21     | 26,400     | 24,000     |
| 鹿児島県    | 4      | 4,000      | 4      | 4,500      | 4,000      |
| 合計      | 20,892 | 57,947,200 | 21,562 | 48,127,236 | 39,500,359 |

資料：漁船保険中央会資料により作成。

機器類に関しては438件、計22億4000万円が支払われている。平成24年までに、漁船保険中の普通保険については2万821件の446億円、PI保険が765件で55億円が支払われた。また国からの再保険については、普通保険が21年度契約のもの7億円および、22年度契約のもの343億円、PI保険（漁船船主責任保険）については22年度契約のもの21億円が支払われた。このような対策によって、平成25年度末までに被災した漁業者に対する保険金の支払いは、特に岩手県、宮城県、福島県の被災地域においては、ほぼ終えていると見られている。

### 3.4 被災地漁船保険組合の対応

漁船保険の速やかな支払いは、被災地各保険組

合の努力なくしては成り立たなかった。被災地漁船保険組合は、震災直後に各地での被害状況を調査し、損害額の概要を見積もり、これまで保有していた積立予備金だけでは支払資金が不足すると予想された。そこで、三県の漁船保険組合は、その対応について中央会と協議し、要望を伝えた。

その主旨としては、①組合の保険金の支払責任を漁船保険中央会または国が負担すること、②再保険金を100%送金すること、③中長期的な業務費などの手当て及び支援措置を早急に確定すること、④義務加入消滅の1年延長、⑤総代の任期及び通常総代会の開催期限の延長、⑥準備金の積立について対応した

準備金の早急な検討をすること、⑦料率体系を見直し緩和策を講じることなどが決定された<sup>11)</sup>。その後、国土交通省から出された「東日本大震災により被災した船舶の処理に関するガイドライン」に則り、保険処理対応の具体的取り組みが行われた。

その結果、震災後半年の時点において、漁船普通損害保険は件数ベースでは当初見込み80%、金額ベースでは60%の支払実績を上げ、2年後には支払いがほぼ終了していた。岩手県漁船保険組合の対応がその好例である。同県の漁船被害状況をみると、全県では約9,900件あり、それは県内保険に加入する漁船隻数の94%に相当し、被害総額は150億円に達している。このような被害に対して、当該組合は各地の被害状況を調査し結果を報告す

る目的の「岩手県災害対策本部」を設置した。そして損害額の概要を見積もりし、支払不足の部分は中央会および水産庁と協議して対応策を練った。その結果、国が普通保険勘定への一時的補てん措置を講じるようになった。

保険組合による保険金の支払の流れは、図6の示す通りとなっている。組合自身が負担する保険金に対して、これまで積み立ててきた準備金が不足するため、政府から約12億円の一時的な補てん金を借り受けることとした。ただし、普通保険勘定より、借り受けた補てん金については、今後各年度の普通保険の黒字から払い戻すこととなっている。このようにして、全国で計929億円の支払い保険金原資が確保されるようになった。

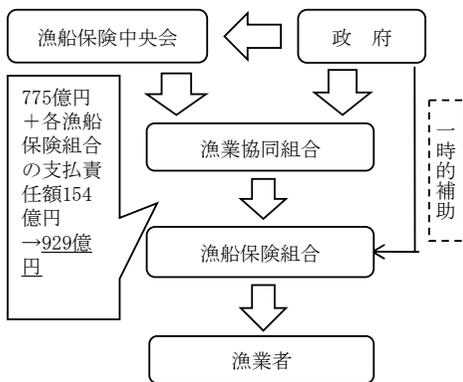


図6 漁船保険組合の役割

出所：漁船保険中央会資料より作成。

このように、今般の巨大災害に対して、政府、漁船保険中央会および漁船保険組合が協同して、それぞれが法的に定められている機能を発揮し、漁業経営のセーフティネットとしての役割を果たしてきたことがわかった。その結果、被災漁業者は円滑に保険金を受け取ることができ、漁業者が当該制度を高く評価するようになった。例えば、岩手県漁船保険組合での聞き取り調査によれば、同県内では震災後の加入率が災害前の77%（2010

年度）から震災後の93%（2013年現在）まで急上昇しているのである。

#### 4. おわりに

これまで、「3.11 東日本大震災」への対応過程への検証を通じて、政策保険としての日本漁船保険制度の機能実態を分析した。震災直後、漁船保険組合及び漁船保険中央会が迅速に行動し、被災情報を収集し、被災状況を把握したうえで、被災額などを査定した。中央会及び国がそれに基づきスムーズに保険金を支払う対策が立てられた。このように、当該制度においては、この三つの主体が協同して、それぞれの役割を果たしたことによって、保険機能がいかんなく発揮されて、被災者に円滑な保険金の支払いを実施することができたことがわかった。そのことが被災漁家の生活再建や経営再建に重要な意義を有していることはいうまでもない。このように当該制度がこの未曾有の巨大災害に対して十分にその役割を果たしてきたと高く評価できよう。しかし、その対応によっていくつかの課題も浮上している。

第1に、被害があまりにも巨額であったために、被災三県の漁船保険組合は保険金の支払いで、いずれも赤字勘定となり、また再保険特別会計においても数百億円の欠損金が生じたために、保険制度の機能不全が懸念される。なかでもとくに被災保険組合の経営再建が大きな課題として浮上するようになったのである。つまり、既存のような地域別の漁船保険組合体制の下では、想定される巨大な自然災害に対して、今後とも有効に対応するかどうか、懸念される。従って、政策保険として今後とも機能しつづけるためには、特定の地域的な枠を超えて、相互保険の範囲をより広げる形での機能強化策が必要であり、そのための組織再編などが求められよう。ましてや、資源の減少、

高齢化の進行、後継者不足などを背景に、将来の漁船減少及び漁船の高齢化が進む中、当該制度が漁業者に対して、低い保険料で質の高い保険サービスを引き続き提供しつづけるためには、漁船保険の運営をより効率的・合理的に行うための新たな体制構築が課題となろう。

第2に、政策保険としての運用と、一般保険の運用ルールとのギャップの克服が求められる。これまでの漁船保険制度は、地震、津波などのような巨大な災害によって生じた損害に対しては、無条件で支払いが行われてきており、その延長として今般の大震災復興における特例措置が発動されたが、このきわめて強い政策的指向としての救済措置と、あくまでも保険制度の一つとしての漁船保険ルールとの整合性を今後どのように調整し、調和させていくのかが、もう一つの課題として指摘できる。すなわち、今後、政策的な立場と保険論理との間に存在するギャップを埋めていくための工夫が必要である。

第3に、今般の大震災後において、保険・共済制度を通じた救済を施策の基本としていることから、当該制度を利用していない漁業者との間に格差をもたらしかねないという懸念も存在する。大震災を契機として保険に加入していない漁業者に呼びかけて加入させるか、あるいは、すべての漁船を保険制度に強制加入させる方策を講じるか、などといった対策についても今後検討して必要があるように思われる。

政策保険としての漁船保険制度が今後ともよりよく機能するためには、こういった課題への対応が求められよう。

## 参考文献

1) 農林水産省：漁業の公的保険制度（漁船保険・漁業共済）の意義，pp. 1-13，2010年。

- 2) 三宅哲夫：漁船PI保険の解説，成山堂，1994。
- 3) 漁船保険中央会：漁船保険中央会 50年誌，2002。
- 4) 三宅哲夫：漁船保険概説，成山堂，1988。
- 5) 根立昭治：漁船海上保険制度論，1980。
- 6) 漁船保険中央会：漁船保険の現状，2011。
- 7) 三宅哲夫：東日本大震災と漁船保険，波濤，NO. 173・174，pp. 4-13，2011。
- 8) 大石浩平：平成23年度第1次補正予算「漁船保険組合支払保険金等補助事業」等について，波濤，NO. 173・174，pp. 14-16，2011。
- 9) 三宅哲夫：東日本大震災と漁船保険，波濤，NO. 173・174，pp. 4-13，2011。
- 10) 三宅哲夫：東日本大震災と漁船保険，波濤，NO. 173・174，pp. 4-13，2011。
- 11) 岩手県漁船保険組合，「東日本大震災に係る時系列」，pp. 1-7，2011。

## 著者紹介

### 陳 放（学生会員）

東京海洋大学大学院海洋科学技術研究科（東京都港区港南4-5-7）、昭和61年生まれ、平成21年9月東京海洋大学へ留学、平成24年東京海洋大学大学院博士前期課程を修了、平成24年4月から東京海洋大学大学院博士後期課程在籍。  
Email: miochen2007@hotmail.com

### 婁 小波（正会員）

東京海洋大学大学院海洋科学技術研究科（東京都港区港南4-5-7）、教授、農学博士。

### 川辺 みどり（正会員）

東京海洋大学大学院海洋科学技術研究科（東京都港区港南4-5-7）、教授、水産学博士。

## **The Function and Role of Fishing Vessel Mutual Insurance Associations during the Reconstruction of Great East Japan Earthquake**

Fang CHEN, Xiaobo LOU and Midori KAWABE

**ABSTRACT:** As an important part of the Safety-net System of Japanese fishing management, Japanese Fishing Vessel Mutual Insurance which enacted from “Act on Compensation of Damages Related to Fishing Vessels” in 1937 that aims to support the stability of fishery management by providing a compensation smoothly for damages or reparation caused by casualty. This paper analyses the function and the role of the Japanese Fishing Vessel Mutual Insurance during the insurance payment of the fishing boats that were damaged in the Great East Japan Earthquake in 2011. Moreover, this paper also discuss about the difficulties that occurred in the reconstruction of the Great East Japan Earthquake. So far, it has been proven that the function of Japanese Fishing Vessel Mutual Insurance gives positive effects. However, there is more possibility to develop the role of such insurance under the circumstance of the existing system, and expand the range of the mutual insurance in the future.

**KEYWORDS:** *Japanese Fishing Vessel Mutual Insurance, the Reconstruction of Great East Japan Earthquake*